名称　長洲港防砂堤南D立標
位置
所在地　熊本県長洲港（長洲港北防波堤灯台の南南東方約三八〇メートル）
北緯　三二―五五―一一
東経　一三〇―二六―二二
塗色及び構造　黄色　柱形
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで一二メートル
設置年月日　平成三十年四月二十七日
記事　一　附属施設　レーダー反射器
二　この立標の上部に簡易な灯火（黄色）が設置されている。
三　熊本県管理

名称　長洲港防砂堤南E立標
位置
所在地　熊本県長洲港（長洲港北防波堤灯台の南南東方約三三〇メートル）
北緯　三二―五五―一三
東経　一三〇―二六―二四
塗色及び構造　黄色　柱形
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで一二メートル
設置年月日　平成三十年四月二十七日
記事　一　附属施設　レーダー反射器
二　この立標の上部に簡易な灯火（黄色）が設置されている。
三　熊本県管理

○海上保安庁告示第四十五号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十五条の規定により、次のように告示する。

平成三十年六月十三日

海上保安庁長官　中島　敏

名称　高知港東第一防波堤西灯台
位置
所在地　高知県高知港（東第一防波堤西端）
北緯　三三―三〇―一三
東経　一三三―三五―二八
変更した事項
位置
所在地　高知県高知港（東第一防波堤西端）
北緯　三三―三〇―一一
東経　一三三―三五―二八
灯質　単せん赤光　毎四秒に一せん光
高さ　地上から構造物の頂部まで二・六メートル　平均水面上から灯火まで七・一メートル
変更年月日　平成三十年四月九日

名称　川内港西防波堤北仮設灯台
位置
所在地　鹿児島県川内港（西防波堤北端）
北緯　三一―五二―一四
東経　一三〇―一一―三六
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで三・六メートル　平均水面上から灯火まで九・一メートル
変更年月日　平成三十年四月十日
記事　一時撤去中のところ高さ変更のうえ復旧

名称　油津港西防波堤灯台
位置
所在地　宮崎県油津港（西防波堤外端）
北緯　三一―三四―一七
東経　一三一―二四―〇八
変更した事項
名称　油津港東外防波堤灯台
位置
所在地　宮崎県油津港（東外防波堤外端）
北緯　三一―三三―四二
東経　一三一―二四―二一
塗色及び構造　赤色　塔形
灯質　単せん赤光　毎五秒に一せん光
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・三メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成三十年四月十二日

名称　橘浦裸島北西方灯標
位置
所在地　徳島県阿南市（舟磯灯標の南方約一・五キロメートル）
北緯　三三―五二―四一
東経　一三四―四二―三二
変更した事項
位置
所在地　刈又埼灯台（徳島県阿南市）の北北西方約三・八キロメートル
北緯　三三―五二―四一
東経　一三四―四二―三二
灯質　単せん緑光　毎三秒に一せん光
変更年月日　平成三十年四月二十七日
記事　一時構造等変更中のところ位置等変更のうえ復旧

名称　橘浦ウルメ島南東方灯標
位置
所在地　徳島県阿南市西方約三・九キロメートル）
北緯　三三―五一―二九
東経　一三四―四一―四二
変更した事項
名称　橘浦ウルメ島南東方仮設灯浮標
塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色やぐら形
灯質　単せん緑光　毎四秒に一せん光
弧　削除
高さ　削除
変更年月日　平成三十年四月二十七日

名称　沙美漁港防波堤灯台
位置
所在地　岡山県倉敷市（沙美漁港防波堤外端）
北緯　三四―三〇―〇八
東経　一三三―三八―二四
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・五メートル　平均水面上から灯火まで八・六メートル
変更年月日　平成三十年四月二十七日

国会事項

衆議院

議案提出
六月十一日議員から提出した議案は次のとおりである。
性暴力被害者の支援に関する法律案（阿部知子外十名提出）

質問書提出
六月十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
国際法上の交戦者の権利・義務に関する質問主意書（長島昭久提出）
高度プロフェッショナル制度を検討するための労働者からのヒアリングに関する答弁等に関する質問主意書（山井和則提出）
ソーラーシェアリングに関する質問主意書（宮川伸提出）

議事日程
六月十二日の議事日程は次のとおり。
議事日程　第二十九号
平成三十年六月十二日（火曜日）
午後一時開議
第一　美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案（環境委員長提出）

参議院

議案提出
六月十一日議員から次の議案が提出された。
公職選挙法の一部を改正する法律案（足立信也外十三名発議）（参第一六号）

議案受領（予備審査）
六月十一日衆議院から次の議案が送付された。
農業者戸別所得補償法案（長妻昭外七名提出）（衆第三三号）
美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案（環境委員長提出）（衆第三四号）
性暴力被害者の支援に関する法律案（阿部知子外十名提出）（衆第三五号）